

質問書に対する回答について

入札案件 : 蒲郡市立形原中学校電話設備賃貸借業務
入札年月日 : 令和7年12月18日

No	質問事項（要旨）	回答
1	予算の減額又は削除により契約解除となった場合、リース料残債を請求すること、あるいはこれにつき別途協議の場を設けていただくことは可能か。また、過去に同様の理由により契約の変更又は解除をされたことはあるか。	<p>本契約の際、下記条文を想定しております。条文に基づき、協議します。</p> <p>（予算の減額又は削除に伴う解除等） 第〇条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙に損害を及ぼしたとき、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議のうえ、定めるものとする。</p> <p>そのような事例はございません。</p>
2	弊社の責によらない事由（コロナウイルス感染拡大の影響、半導体不足の影響等）により指定納期に間に合わない場合、指名停止等の処分や賠償請求なく、契約期間の変更などの協議に応じてもらえるか。	<p>本契約の際、下記条文を想定しております。条文に基づき、協議します。（社会情勢の影響等やむをえない場合に限る）</p> <p>（契約外の事項） 第〇条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約履行について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。</p>
3	入札額は「税別・期間中総額」の認識でよいか。	ご認識のとおりです。
4	契約期間満了後対象物件を貴市へ無償譲渡する旨記載があるので、リース料に固定資産税は含まないという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	入札公告、仕様書等に契約保証金に関する記載がないが、当件入札においては免除という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
6	応札前に当件契約書案をご提示いただくことは可能か。	別添、契約書（案）をご確認ください。
7	公告文2入札参加資格(3)にて「機器の不具合等発生した際は、その本店、支店または営業所から蒲郡市役所に1時間以内に駆けつけることができること」とあるが、一方、仕様書第5章において、保守業務は本入札とは別契約とする旨記載があります。保守契約は別途業者と貴市間で締結され、この業者が当該要件を満たすことで、本件入札参加要件を満たすという認識でよいか。	前提として、保守業務については、本入札とは別契約としておりますが、本入札仕様書の「第5章 保守業務」として記載しておりますので、基本的には本入札案件の落札業者と別契約を結ばせていただきます。ただし、保守業務を自社で行っていない業者については、本仕様書に記載のある「第5章 保守業務」を遂行できる協力会社があり、その協力会社が保守業務契約を担うことを条件とします。したがって、保守業務を担う業者が「機器の不具合等発生した際は、その本店、支店または営業所から蒲郡市役所に3時間以内に駆けつけることができる」として要件を満たすものとします。
8	入札書を入れる封筒は必要か。必要であれば封筒に記載すべき事項を教えてほしい。	必要ありません。
9	無償譲渡となる為、リース会社の固定資産税の納付義務は免除という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
10	過去に予算減額又は削減で解約になった事例はあるか。	No. 1 回答参照
11	契約保証金は免除という認識でよいか。	No. 5 回答参照
12	入札書に記載する金額は総額か。月額か。	No. 3 回答参照
13	質問回答時に契約書のひな形を提示いただけるか。	No. 6 回答参照
14	賃借料の支払いは毎月でよいか。	年2回の実績払いを想定しています。
15	建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者等が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
16	メーカー側の生産状況等により生産遅延、物流遅延などの不測の事態が発生し納期遅延となり指定する納期に間に合わない場合がある。この場合は賃貸人への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等のペナルティーはなく、契約期間変更等の協議に応じてもらえるか。	No. 2 回答参照
17	別表1の収容回線数一覧より、容量192回線とあるが、台数より算出すると168回線でも十分余裕があると思うが、必ず192回線用意する必要があるか。	別表1のとおりとしてください。